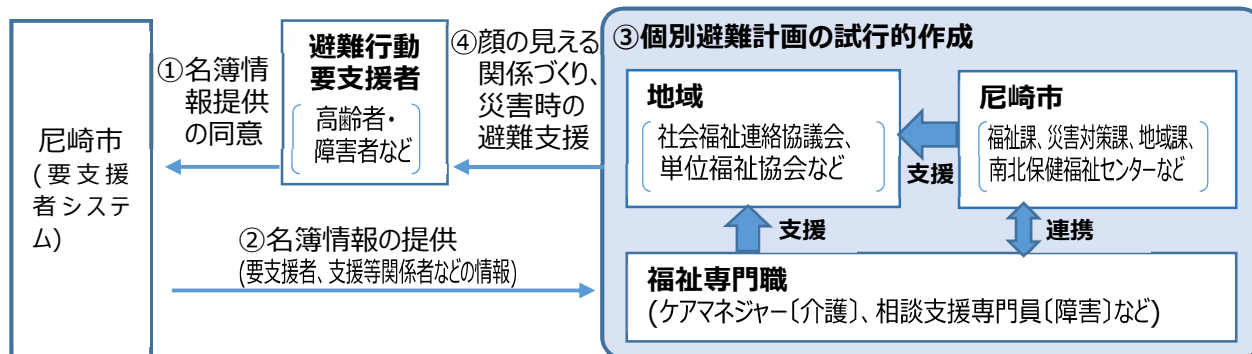


要配慮者(災害時要支援者)支援に係る主な取組状況について(R3.10.4 時点)

1 個別避難計画の試行的な作成について

避難行動要支援者の個別避難計画(マイ避難プラン)の段階的な作成支援に向けて、令和 2 年度に導入した要配慮者や支援関係者等の情報管理や地図上で位置情報の可視化が行えるシステムを活用し、自主防災会を組織する社会福祉連絡協議会や福祉専門職等の皆様に協力依頼を行い、個別避難計画の試行的な作成に向けた取組を進めます。

<イメージ図>



(1) 個別避難計画について(様式案については資料1-1参照)

浸水想定区域にお住まいで、独居等の災害リスクの高い避難行動要支援者の避難方法や支援内容等を事前にまとめたものです。災害発生時にスムーズに避難するため、避難行動要支援者ご本人やその家族、自主防災会や福祉専門職などの支援関係者が連携し、作成していきます。

(2) 試行的な個別避難計画の作成状況

資料1-2 尼崎市の個別避難計画の試行的な取り組み状況について

2 避難行動要支援者の状況について

(1) 尼崎市避難行動要支援者数等一覧(令和 3 年 8 月 1 日時点)

		総数	内訳(重複あり)						(参考)避難行動要支援者の定義	
			要介護認定者	身体障害者手帳所持者	療育手帳所持者	精神障害者保健福祉手帳所持者	難病患者	高齢者世帯の者	高齢者世帯要件のみの者	避難行動要支援者の範囲
避難行動要支援者	人	104,195	21,609	16,006	1,765	1,256	4,227	95,722	68,540	①要介護認定者(要介護3以上)
	割合	100.0%	20.7%	15.4%	1.7%	1.2%	4.1%	91.9%	65.8%	②身体障害者手帳を所持する者(1, 2級)
同意者	人	40,779	11,511	7,809	883	413	1,233	38,106	23,827	③療育手帳を所持する者(療育手帳A)
	割合	100.0%	28.2%	19.1%	2.2%	1.0%	3.0%	93.4%	58.4%	④精神障害者保健福祉手帳を所持する者(1級)

(参考)避難行動要支援者の定義

避難行動要支援者の範囲
①要介護認定者(要介護3以上)
②身体障害者手帳を所持する者(1, 2級)
③療育手帳を所持する者(療育手帳A)
④精神障害者保健福祉手帳を所持する者(1級)
⑤難病患者(特定医療費(指定難病)受給者等)
⑥65歳以上のみ世帯(一人暮らし・夫婦等)
⑦上記以外で特に配慮を要する者

(2) 避難行動要支援者名簿提供団体数の推移

提供団体数	(単位: 団体)				
	H29	H30	R1	R2	R3 (10月4日時点)
社会福祉連絡協議会 (全75団体)	7	15	16	20	21
単位福祉協会	14	34	29	31	31

(提供団体数の考え方)

地域の支援団体の中心となる自主防災会は、原則、社会福祉連絡協議会単位で組織されているため、名簿提供は社会福祉連絡協議会単位で進めているが、単位福祉協会ごとに先行し支援に取り組む場合は単位福祉協会単位で提供するため、単位福祉協会提供団体数に計上している。

なお、社会福祉連絡協議会内の全ての単位福祉協会に名簿提供が完了した場合は、単位福祉協会として計上している提供団体数を、1社会福祉連絡協議会として計上し直している。

3 福祉避難所について

(1) 福祉避難所の指定状況

令和3年10月4日時点

施設種別	指定年度															
	平成25年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		合計	
	施設数	受入可能人数	施設数	受入可能人数	施設数	受入可能人数	施設数	受入可能人数	施設数	受入可能人数	施設数	受入可能人数	施設数	受入可能人数	施設数	受入可能人数
尼崎市	5	489	0	0	0	0	0	0	2	198	2	101	0	0	9	788
老人福祉C	1	184													1	184
障害者施設	2	100													2	100
障害児施設	2	205													2	205
教育施設									1	110					1	110
市施設									1	88	2	101			3	189
民間	1	16	14	586	2	40	3	88	9	80	2	27	1	35	32	872
特別養護老人			14	586	2	40	2	80					1	35	19	741
養護老人	1	16													1	16
障害者・児施設									9	80					9	80
児童養護施設							1	8							1	8
高齢者住宅											2	27			2	27
総計	6	505	14	586	2	40	3	88	11	278	4	128	1	35	41	1,660

(2) 福祉避難所開設・運営マニュアル作成手順書の改定について

新型コロナウイルス感染症に対応した福祉避難所の運営に向けて、平成30年7月に策定した「福祉避難所開設・運営マニュアル作成手順書」について、兵庫県の避難所運営ガイドラインや本市の避難所運営マニュアルを参考に見直しを行いました。

改定後のマニュアルについて市ホームページに掲載しています。

< 手順書の主な見直し内容 >

- 避難者と避難者が密接する状況とならないよう、パーテーション等が無い場合の避難者一人あたりの面積を「概ね3.3㎡(約2畳分)」から「概ね8㎡(約5畳分)」
- 避難者と施設職員・施設利用者との動線の分離や、感染症の疑いのある者を隔離するスペースの確保等のため、ゾーニングやレイアウトの見直し
- 感染症対策のため、必要となる物資や衛生資材の見直しと必要数の確保について